

監査制度について（追加提出資料）

昨今の不適正な会計処理等の主な事例

	岐阜県	大阪府
事案の概要	平成4年度から平成15年度までの12年間に検出された不正資金は、総額約17億円。うち、職員組合にプールされた分は、約2.7億円。 返還総額は、利息を含め約19.2億円。	大阪府及び地方独立行政法人の23所屬において不適正な会計処理による現金等(総額約6,880万円)の保管、費消、検出が判明等したもの。
事案の背景・原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規の予算には計上できないが、当時の県の各所屬の業務を遂行していくために必要と考えられていた費用(たとえば官官接待費用、土産代、予算措置が講ぜられなかった備品等の購入費用等)を検出する必要性があったこと(資金づくりはこのような費用に充てるための必要悪という意識があったと考えられる) ・ いわゆる予算使い切り主義の予算執行が行われていたため、予算を年度内に使い切る必要があったこと(予算を全額使わず、これを余して返還することになれば、次年度の予算が減らされる可能性が高く、また、その担当者の予算見積り甘さを指摘される可能性もあったこと) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の公金意識の欠如、歴代の総務担当者が裏金を引き継ぐ一部の職場の慣習、職場で「おかしい」といえる環境でないなど、府民感情とはかけ離れた府の体質が、今回の根本的な原因であると考えられる。 ・ 平成9年の事件を機に、反省してやり直そうという強固な意志を持たなかったこと、平成9年の改善策が守られておらず、その進行状況も把握されないまま放置されてきた組織の体質も、原因のひとつと考えられる。 ・ 修理や故障といった緊急の対応等や、地域における社会的付き合い等についての予算措置がないことも、裏金を生み出す要因になっていると考えられる。 ・ 職員の中では、たまたま巡り合わせが悪かったと反省のかけらもない職員がいる限り、再び起こる体質がある。
監査委員による監査への評価等	<p>監査委員としては、今回、資金調査チームの調査により、平成6年度まで県組織のほぼ全体にわたって不適正な経理による資金づくりが行われており、当時、県組織全体で巨額の不適正資金が存在したことが明らかになったことを、重く受け止めている。</p> <p>また、各所屬で保管されていた資金の存在が表面化することを避けるために、平成10年度以降、資金が県職員組合に集約されたが、これらの行為は県民からの県政への信頼を損なうものであり、非常に残念なことと考えています。</p> <p>監査委員監査において、これまでこうした不適正資金の存在を発見できなかったことについて、大変申し訳なく思っています。</p>	<p>監査委員事務局、出納部局が全く機能を果たしていないことも、要因の一つとなっている。</p>
監査制度に関する主な改善策等	<p>○実効性の強化 ～監査委員の増員、定期監査の強化と着実な実施、特別監査の拡充と機動的対応、外郭団体・指定管理者等への監査の強化</p> <p>○独立性の確保 ～監査業務の第三者への委託、事務局体制の見直し、監査能力の向上、知事に対する提言</p> <p>○透明性の向上 ～監査結果の全面公開、監査業務の広報・広聴、県政に対する意見・苦情への対応、包括外部監査人等との連携強化</p>	<p>○ 監査・検査における会計事務専門家の導入(20年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査・検査の機能充実を図るため、改革検討会において会計事務専門家の関与(具体的業務内容、活用形態等)について検討を進め、平成20年度から会計事務の専門家(公認会計士)を導入する。 <p>○ 監査・検査の連携強化(19年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員事務局と会計局の連携強化を図るため、監査・検査の日程調整や結果の情報交換に加え、双方が実施する研修について相互参加を行う。 ・ 監査・検査の役割分担と連携方法について、検査・監査改革検討会の場等を通じて検討を進める。

	長崎県	宮崎県
事案の概要	<p>消耗品を購入したように見せかけて代金を支払い、後に必要に応じて請求内容と違う備品や消耗品を納入させるいわゆる「預け」等の物品調達に関連した不適切な事務処理が行われていたもの。</p>	<p>物品の納品なしに代金名目で一定額を取引事業者支払い、後の物品購入等の代金として、取引事業者管理させる「預け」や、消耗品等の発注を行い、その支払った金額で発注と異なる物品等を購入する「書き換え」等の物品購入や金銭等の取扱いに関する不適切な事務処理が行われていたもの。</p>
事案の背景・原因等	<p>今回の問題の背景には、職員の遵法意識や公金意識という公務員として最も基本的な資質の欠如が温床となったと言わざるを得ない。また、県のそれぞれの組織、管理監督責任が十分に機能していたのかということを含めて振り返ってみる必要がある。</p>	<p>職員の公金意識やコンプライアンス(法令遵守)意識が希薄であったこと、「預け」や「書き換え」をやむを得ないものとして安易に踏襲する組織風土があった。</p>
監査委員による監査への評価等	<p>財務に関する事務の執行などを監査する機関として長年預け問題を見逃していたことにつき責任がある。</p>	<p>財務に関する事務の執行などを監査する機関の代表として、不適切な事務処理が行われていたという結果に対して責任がある。</p>
監査制度に関する主な改善策等	<p>1 監査委員及び事務局員監査、出納局指導検査の充実・強化 (ア) 特定課題についての実施等監査手法・実施方法の見直し 通常監査に加え、特定の課題に絞って専任の職員による監査を実施するとともに、特に物品等については、執務室への立ち入りの上検証を実施し、これまでの指導的観点からの監査に加え、摘発的な観点も入れた厳正な監査を実施する。 (イ) 公認会計士、税理士等の活用による監査の専門性の向上 公認会計士とアドバイザー契約を締結し、監査実施方針の策定や監査手法の見直し検討時における助言、事務局員監査への同行による事務局員への指導等を実施する。 (ウ) 研修の充実等による監査能力の向上、プロパー職員の養成 計画的な年間研修プログラムを策定し、専門研修の受講機会を確保充実するとともに、意欲のある若手職員を選抜し、自治大学校が実施する長期研修へ積極的に派遣する。 (エ) 物品調達に特化した臨時の出納局指導検査の実施(事前実施通知なし) 物品調達事務に特化した監査的な視点を持った臨時の抜き打ち検査を実施する。</p> <p>2 外部監査制度の活用検討 地方自治法の規定による外部監査契約(包括外部監査、個別外部監査)に基づく監査の定期的な実施について検討を行う。</p>	<p>チェック体制が有効に機能しているか等の内部統制に関する監査を強化するとともに、予算の執行及び物品の管理に関し、対象所属や対象事項等を重点化して監査を実施する。 また、監査指摘事項の実効性を確保するための方策を検討する。</p>

	夕張市	大阪市
事案の概要	財政状況が逼迫する中で、出納整理期間を利用して、会計間で年度をまたがる貸付・償還を行うことにより、赤字を見えなくする不適正な財務処理手法を長年繰り返して行っていたもの。	カラ超勤、ヤミ退職金・年金、さらに市民の理解と納得が得られない福利厚生関連の公金支出の実態が明らかになったもの。
事案の背景・原因等	「国や道に対する依存度が非常に高く、自立という面での意識が非常に低かった。併せて、議会運営の中でも、市民に対してガラス張りにすべきところが情報公開がなかった。また、それをチェックする機関が十分なチェック機能を果たさなかったなど、諸々を合わせて、夕張の18年間で353億円という膨大な財政破綻の額を背負ってしまったのではなかろうかと痛感しているところでございます。」	<ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生は一般に既得権益と捉えられ、見直しがされにくい分野である。特に公務員の場合、かつて給与が民間水準を大幅に下回った時代に賃金の補填手段とされてきた。 ・制度の全体を掌握し、あるべき姿と現実のずれをチェックする部門・機関が存在しない。 ・職員のニーズを定期的に調査したり、市民の常識に照らして、メニューや金額を定期的に見直す仕組みが存在しなかった。 ・予算書・決算書は、個別の事業・メニュー別になっておらず、人件費だけでなく物件費・事業費などに分散して計上されてきた。即ち、基礎的な情報公開がされておらず、外から実態を把握し、またチェックすることが困難な仕組みになっていた。 ・また、市役所は職員に対して、負担(掛金)と公金支出(補助)と受益の関係を十分に説明してこなかった。そのため、職員においても市民の視点からみて妥当な受益かどうかを自ら問い直すという問題意識が生まれなかった。
監査委員による監査への評価等	「市の監査委員については、識見を有する者と、議会選出の監査委員ということとして、委員については、当時からといいますか、前回の監査委員も、財政部長だった職員が就任しておりました。直近では、同じく元市職員が監査委員をしておりました。後は、議員の中から1名は選出されるということとして、決算状況について、決算委員会という議会の場で監査委員の意見を各会計の決算状況について議長に提出するというので、決算委員会の中で論議をされておりますが、委員会の中では、特に監査委員からの意見は、書類としては出るのですが、監査委員とのやりとりというのは余りなかったと記憶しています。」	<ul style="list-style-type: none"> ・このたびの厚遇問題の是正については、監査委員による監査が相応の機能を発揮したといえるが、そもそも監査委員は住民監査請求がなされなくても、自ら積極的に監査をなす権限を持っているのであり、それにもかかわらず、長期にわたり実施されてきた数々の厚遇に何らメスを入れることができなかったことは看過しえない問題である。
監査制度に関する主な改善策等	「必要に応じて外部チェック機能の強化を図りたいと思っております。」	<ul style="list-style-type: none"> ・監査内容の質的向上 ・きめの細かい監査の実施 ・監査の実効性の向上 ・市民にわかりやすい監査の取組状況・結果の周知

個別外部監査の具体例（墨田区）

個別外部監査の種別	住民監査請求に係る個別外部監査
要求の内容	政務調査費について
外部監査人の資格要件	弁護士
補助者の数	3人（弁護士3）
契約額	3,600,000円
契約期間	平成19年 3月 8日 ～ 平成19年 4月20日
監査の概要	住民監査請求に基づき、墨田区議会における政務調査費の用途について監査が行われたもの。
監査結果の報告の概要等	平成17年度に墨田区議会各会派に交付した政務調査費の一部について、目的外使用であると認められるので、区長に対し、当該目的外支出と認められる金額返還のために必要な措置を講ずることを勧告すべきであるとの監査結果が報告された。
監査結果報告等への対応状況	外部監査結果報告を踏まえた監査委員による勧告に基づき、措置を講じている。

個別外部監査の具体例（杉並区）

個別外部監査の種別	長の要求に係る個別外部監査
要求の内容	区営住宅・区民住宅等の住宅施策について
外部監査人の資格要件	公認会計士
補助者の数	3人（公認会計士2、会計士補1）
契約額	4,992,750円
契約期間	平成18年 7月 4日 ～ 平成18年 9月29日
監査の概要	<p>杉並区の区営住宅、区民住宅、高齢者住宅、高齢者専用居室提供事業（借上げ住宅）について次の事項を監査の視点として監査が行われたもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各住宅事業のコスト分析とその効率性、有効性 ② 入居資格、入居使用権の検証 ③ 住宅使用料の決定、徴収、滞納整理 ④ 明渡し請求の状況 ⑤ 住宅修繕費の積立
監査結果の報告の概要等	上記の監査の結果と併せて、意見として、指定管理者制度の活用、事務事業評価の検証、今後の住宅施策等について報告があったところ。
監査結果報告等への対応状況	行財政改革推進本部の下に都市整備部長を部会長とする「区営住宅、区民住宅等住宅政策外部監査対応部会」を設置し、平成18年11月より、対応策についての検討を行っている。平成19年5月に中間報告がなされ、早期に実施できる対応策から順次実施している。

個別外部監査の具体例（台東区）

個別外部監査の種別	長の要求に係る個別外部監査
要求の内容	保育事業について
外部監査人の資格要件	公認会計士
補助者の数	3人（公認会計士1、会計士補2）
契約額	3,848,250円
契約期間	平成18年10月28日～平成19年2月8日
監査の概要	<p>台東区の一連の保育事業について、主に、次の観点から監査が行われたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の経済性の検証 ② 事業の効率性の検証 ③ 事業の有効性の検証 ④ 委託契約、入園審査の法規性の検証 ⑤ 受益者負担の合理性
監査結果の報告の概要等	<p>監査結果報告では次の事項が述べられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育事業全般 ② 認可保育所 ③ 認可外保育施設等 ④ 多様な保育サービスの展開 ⑤ 幼保一元化施設
監査結果報告等への対応状況	現在検討中である。

個別外部監査の具体例（山梨県南アルプス市）

個別外部監査の種別	長の要求に係る個別外部監査
要求の内容	公の施設の指定管理者の出納事務等について
外部監査人の資格要件	公認会計士
補助者の数	—
契約額	500,000円
契約期間	平成18年 6月24日 ~ 平成18年10月31日
監査の概要	南アルプス市交流施設の指定管理者である者に関する会計事務・諸帳簿等、当該施設の管理に関する会計と別の業務に関する会計との区分、その他指定管理者が行う会計全般について監査が行われたもの。
監査結果の報告の概要等	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該施設の管理に関する会計事務、諸帳簿等の監査に係る事項—①現金実査表は廃棄せず保管すること。②経営状況を適正に表示するため、各種売り上げ集計結果の確認及び確認を容易にするための工夫をすること。③預かり金の管理を徹底すること。 2 当該施設の管理に関する会計と別の業務に関する会計との区分に係る事項—適切に区分されている。 3 その他一回数券発行の取り扱いについて検討する余地がある。
監査結果報告等への対応状況	報告書で指摘された事項については、当該指定管理者に報告し、その後改善状況についての報告を受けた。

個別外部監査の具体例（兵庫県三木市）

個別外部監査の種別	長の要求に係る個別外部監査
要求の内容	財政援助団体等の経営について
外部監査人の資格要件	公認会計士
補助者の数	—
契約額	3,000,000円
契約期間	平成18年10月 2日 ~ 平成18年11月27日
監査の概要	三木市が出資等をする三木鉄道株式会社の経営について監査が行われたもの。
監査結果の報告の概要等	三木鉄道株式会社の経常損失の大幅な改善は非常に困難であり、今後大幅な運輸費用の増加が予想されるとの監査結果と併せて、三木鉄道株式会社の経営に関し、今後事業の継続は困難と予測されるので、三木鉄道株式会社の廃止も視野に入れて、代替輸送手段シフトを検討すべきであるとの意見が報告されたもの。
監査結果報告等への対応状況	<p>監査結果及び意見を参考として、住民アンケート結果、各出資者による協議の結果と併せ、三木鉄道株式会社の廃止を方向づけた。</p> <p>その後、地元沿線地域でのタウンミーティングなどで住民からの意見をきき、かつ市議会においても十分議論を尽くしたうえで、三木市として三木鉄道株式会社の支援打ち切りを決定したところである。</p>

個別外部監査の具体例（熊本県阿蘇市）

個別外部監査の種別	長の要求に係る個別外部監査
要求の内容	財政援助団体等の財産管理等について
外部監査人の資格要件	公認会計士
補助者の数	4人（公認会計士3、弁護士1）
契約額	6,500,000円
契約期間	平成18年10月10日～平成18年12月12日
監査の概要	阿蘇市（旧阿蘇町）が補助金等を交付していた阿蘇市地域振興公社について、当該公社の財産管理・出納等の事務、当該センターに交付された補助金等について監査が行われたもの。
監査結果の報告の概要等	<p>次の事項につき、監査結果報告又は意見があったところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該公社からの財産（阿蘇給食センター）取得の経緯に関する事項 ② 旧阿蘇町の損失補償に基づき建設された阿蘇給食センターに関する事項 ③ 阿蘇給食センターを当該公社の資産に計上しなかったことの是非に関する事項 ④ 民間企業であるA社が阿蘇給食センターに参入したことの是非と負担金返還の適法性に関する事項 ⑤ 当該公社に支出した補助金に関する事項 ⑥ 当該公社に支出した管理運営費（人件費）負担金に関する事項 ⑦ 当該公社の管理運営及び会計処理の適合性に関する事項
監査結果報告等への対応状況	違反行為のまとめを調査委員会で行っている。また、職員が関与している違反行為については、懲罰委員会において処罰を決定する予定である。